

全国精神保健福祉連絡協議会

会報

平成8年3月

会報30号

目

次

全国精神保健連絡協議会総会の報告	2
全国保健医療関係主管課長会議（精神保健関係）の概要	3

全国精神保健連絡協議会総会の報告

平成7年度の全国精神保健連絡協議会の総会が平成7年10月26日(木)、盛岡市で行われた第43回精神保健全国大会の行事の一環として開催された。総会に先だって理事会の審議があり、総会には各精神保健(衛生)協(議)会から多数の参集を得て盛会に終了した。

大塚会長の挨拶があり、岩手県環境保健部長緒方剛氏の挨拶をいただいた後、議長に地元岩手県精神保健協会会長の智田廣徳氏を選任し議事に入った。

平成6年度事業報告・収支決算、平成7年度事業計画、役員の異動、全国精神保健連絡協議会の名称変更、会費の改正等議案の審議が行われ、原案通り承認された。

平成6年度事業報告書

- 1 総会の開催
(平成6年10月27日 岡山市)
- 2 理事会及び常務理事会の開催
理事会(平成6年10月27日 岡山市)
常務理事会(平成6年9月9日 東京都)
- 3 第42回精神保健全国大会への参加
(平成6年10月28日 岡山市)
- 4 精神保健懇話会の開催
講演「古代吉備の歴史と文化」
講師 古代吉備文化財センター
葛原 克人
- 5 「地方精神保健」誌の発行、配布(第14号)
- 6 会報の発行、配布(第27号、28号)
- 7 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動
- 8 その他

平成6年度収支決算書

自 平成6年4月1日
至 平成7年3月31日

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
会費	1,350,000	円 45都道府県分	諸謝金	70,000	円 総会、懇話会
雑収入	100,884	預金利息・広告料	旅費	72,250	
繰越金	162,113		需要費	1,143,063	印刷製本費等
			負担金	120,000	連盟会費等
			繰越額	107,684	
計	1,612,997		計	1,612,997	

平成7年度事業計画

- 1 総会の開催
(平成7年10月26日 盛岡市)
- 2 理事会及び常務理事会の開催
理事会(平成7年10月26日 盛岡市)
常務理事会(平成7年9月13日 東京都)
- 3 第43回精神保健全国大会への参加
(平成7年10月27日 盛岡市)
- 4 精神保健懇話会の開催
講演「山の神雑話」
講師 元林業試験場分場長
高橋 喜平
司会 岩手県精神保健協会会長
智田 廣徳
- 5 「地方精神保健」誌の発行、配布(第15号)
- 6 会報の発行、配布(第29号、30号)
- 7 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動
- 8 その他

平成7年度収支予算書

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
会費	1,350,000	円 45都道府県分	諸謝金	70,000	円 総会、懇話会
雑収入	1,000	預金利息	旅費	170,000	
繰越金	107,684		需要費	1,098,000	印刷製本費等
			負担金	120,000	連盟会費等
			予備費	684	
計	1,458,684		計	1,458,684	

平成8年度事業計画

- 1 総会の開催(岐阜市)
- 2 理事会及び常務理事会の開催(理事会一岐阜市・常務理事会一東京都)
- 3 第44回精神保健全国大会への参加(岐阜市)

全国保健医療関係主管課長会議(精神保健関係)の概要

全国保健医療関係主管課長会議が1月29日(月)厚生省で開催されましたが、精神保健関係の主な資料を参考に供します。

1. 精神保健福祉施策の推進について

(1) 障害者プランについて

平成7年12月18日の障害者対策推進本部(本部長:内閣総理大臣)の会議において、平成8年度を初年度とし、平成14年度までの7か年計画とする「障害者プラン」が策定された。

今回策定された障害者プランは、平成5年から平成14年までを計画期間として策定された「障害者対策に関する新長期計画」をさらに具体的に推進していくための重点施策実施計画の位置付けになるものである。

この障害者プランは、障害のある人々が地域社会の中で共に暮らせる社会づくりを基本的な理念とし、具体的には「地域で共に生活するために」、「社会的自立を促進するため

- 4 精神保健懇話会の開催(岐阜市)
- 5 「地方精神保健」誌の発行、配布(第16号)
- 6 会報の発行、配布(第31号、第32号)
- 7 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動
- 8 その他

平成7年度収支見積

収入の部			支出の部		
科目	金額	摘要	科目	金額	摘要
会費	1,350,000	円 45都道府県分	諸謝金	70,000	円 総会、懇話会
雑収入	1,000	預金利息	旅費	113,000	
繰越金	0		需要費	1,098,000	印刷製本費等
			負担金	70,000	連盟会費
			予備費	0	
計	1,351,000		計	1,351,000	

に」、「バリアフリー化を促進するために」等、7つの視点から施策の推進を図ることとしている。

障害者プランでは、グループホーム・福祉ホームの整備、ホームヘルパーの増員等障害者の生活を支える基幹的な事業について、平成14年度における具体的な整備目標を明記している。目標値は、障害者のニーズに対応できるようにすることを基本的な考え方として設定しており、その達成に向け、重点的に整備を図っていくこととしている。

精神障害者関係では、精神病院に入院している精神障害者のうち、2~3万人程度の者が社会復帰できるように、生活訓練施設、福祉ホーム、授産施設及び福祉工場の4つの社会復帰施設、グループホーム、地域生活支援事業、社会適応訓練事業(通院患者リハビリテーション事業)並びに精神科デイケア施設について、整備目標を設定し、平成8年度か

らその整備の一層の促進を図ることとしたところである。

平成8年度予算(案)においては、プラン初年度として目標達成に必要な経費を確保したところであり、各都道府県及び指定都市に

おかれても、本プランの趣旨を御理解の上、自治体の障害者計画に反映させるほか、地域住民に対する啓発普及を進めながら積極的に施設等の整備の促進を図るなど整備目標の達成に御尽力をお願いする。

精神障害者の保健医療福祉施策(概要)

《障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)の推進》

◎「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策の実施計画として、平成7年12月18日に障害者プランが策定された。

◎計画期間は、平成8～14年度まで7か年計画

◎基本的な理念は、障害のある人々が地域社会の中で共に暮らせる社会づくり

1 精神障害者施策の考え方

○精神障害者は、精神疾患と日常・社会生活上の支障を抱えているため、保健医療施策と社会復帰及び福祉施策の両面の充実を図る。

○精神障害者157万人、精神病院に入院している33万人のうち、地域の保健福祉基盤が整えば退院が可能である者は数万人(いわゆる社会的入院)であり、その内、1年半以上の入院者で寛解状態にある者は2.7万人と推計されている。

○2～3万人程度が社会復帰できるように、社会復帰施設やグループホーム等の整備の推進を図る。

2 精神障害者の社会復帰・福祉施策の推進

(平成7年度) (平成14年度末整備目標) (対7年度倍率)

・生活訓練施設(援護寮)	83か所	→	300か所	約4倍
・ショートステイ施設	21か所	→	100か所	約5倍
・福祉ホーム	80か所	→	300か所	約4倍
・グループホーム	220か所	→	920か所	約4倍
・授産施設	83か所	→	400か所	約5倍
・福祉工場	1か所	→	59か所	約59倍
・社会適応訓練事業	2,356事業所	→	3,300事業所	約1.4倍

○社会復帰施設等の機能強化

- ・生活訓練施設(援護寮)、授産施設について職員配置を1名増員(授産施設については非常勤)し、補助基準額を上げ、運営の安定化・設置の推進を図る。
- ・小規模作業所について、助成措置の充実を図る。

○地域生活支援事業(地域生活支援センター)の創設

- ・平成8年度 47か所 → (平成14年度末整備目標) 650か所
- ・地域で生活する精神障害者の日常生活の支援や相談への対応

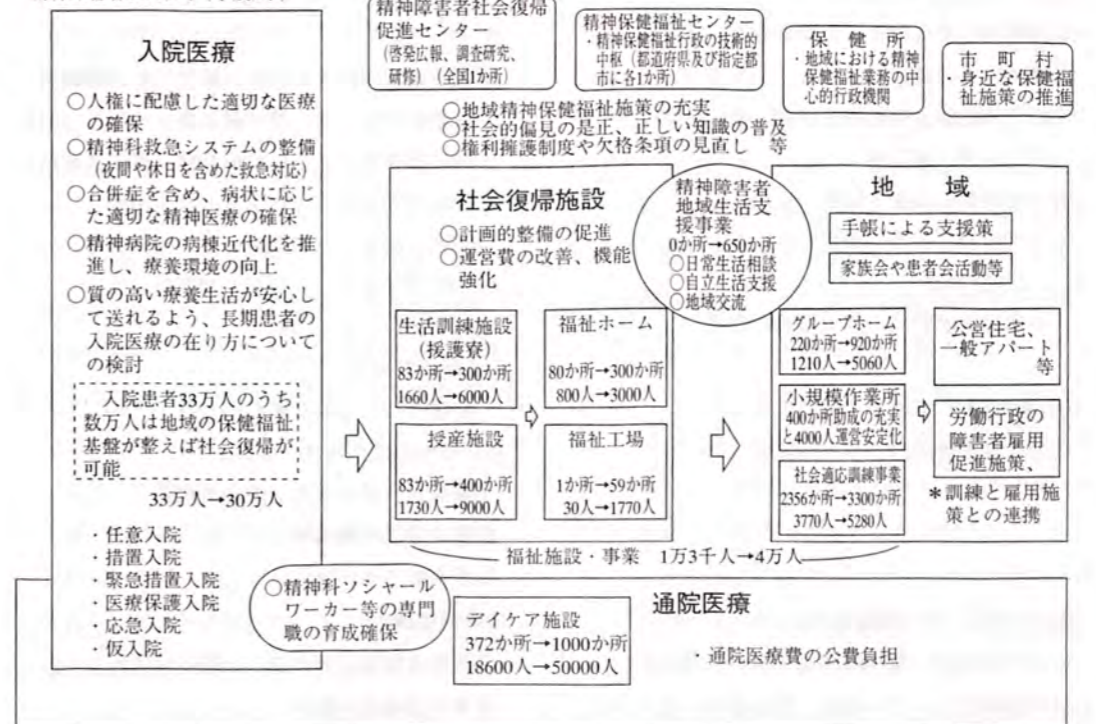
- ・生活訓練施設(援護寮)、授産施設、福祉ホームで実施
- その他、各種の地域精神保健福祉施策の充実を図る。

3 より良い精神医療の確保

- 地域で生活しながら、より良い精神医療が受けられる精神科デイケア施設の整備の推進を図る。
 - ・平成7年度 372か所 → (平成14年度末整備目標) 1,000か所
- その他、精神科救急医療システムの整備、人権に配慮した医療体制の確保及び精神病院の療養環境の向上等を図る。

精神障害者のより良い医療の確保と社会復帰・福祉対策の充実(平成7年→14年)

精神障害者157万人(平成5年)



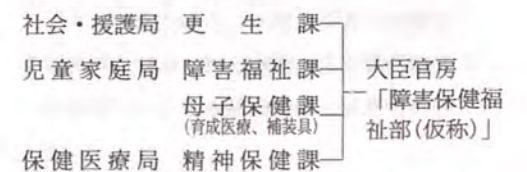
(2) 障害保健福祉部(仮称)の設置について
障害者施策の総合的推進を図るため、障害者プランの策定と併せて組織体制を整備することとし、現在3局3課(保健医療局精神保健課、社会・援護局更生課、児童家庭局障害福祉課)にまたがる障害者組織を一元化し、平成8年7月1日(予定)から大臣官房に「障害保健福祉部(仮称)」を設置することとしている。

なお、この組織改正に伴い、現在、精神保健課で所掌している「精神障害の予防その他

心の健康づくり」については、保健医療局健康増進栄養課が、「優生保護法の施行」については、児童家庭局母子保健課が所掌することとなるので、御了知願いたい。

【障害者組織の概要】

① 大臣官房に「障害保健福祉部(仮称)」を設け、関係課の所掌事務を整理。



② 「障害保健福祉部（仮称）」に以下の3課を設
置。

「企画課」・障害者施策の総合的企画調整

- ・障害者の社会参加
- ・障害者関係の手当
- ・国立施設の管理

- ・障害者施策等の指導監査
- 「障害福祉課」・身体障害児(者)の福祉施策
- ・精神薄弱児(者)の福祉施策
- 「精神保健福祉課」・精神障害者の保健医療及
び福祉施策
- ・更生医療、育成医療

障害関係組織新旧比較表

[現 行]	[新 組 織]
<p>社会・援護局－更生課</p> <p>①身体障害者に関する企画法令</p> <p>②身体障害の認定</p> <p>③更生相談所、福祉機器研究、身障スポーツ</p> <p>④更生医療、補装具</p> <p>⑤授産事業の調査・研究、企画</p> <p>⑥特別障害者手当、障害児福祉手当</p> <p>国立施設管理室</p> <p>○身体障害者関係の国立施設の管理</p> <p>監査指導課 首席生活保護監査官</p> <p>○身体障害者施設、手当の監査</p> <p>児童家庭局－障害福祉課</p> <p>①身体障害児、精神薄弱児・者の企画法令</p> <p>②精神薄弱児・者の福祉、施設指導、社会参加</p> <p>③身体障害児、重症心身障害児の福祉</p> <p>④特別児童扶養手当</p> <p>⑤国立コロニーの運営監督</p> <p>企画課</p> <p>○身体障害児、精神薄弱児施設、手当の監査</p> <p>母子保健課</p> <p>○育成医療、身体障害児の補装具</p> <p>保健医療局－精神保健課</p> <p>①精神障害者に関する企画法令</p> <p>②精神障害者の医療保護、病院の指導監督</p> <p>③精神病院、精神保健センターの整備</p>	<p>大臣官房－障害保健福祉部</p> <p>企画課</p> <p>①障害者の保健福祉施策の総合的な企画調整 身体障害児・者、精神薄弱者法の施行（総括）</p> <p>②国の障害者プランの企画調整（厚生省関係）</p> <p>③障害関係事業を営む法人の認可指導</p> <p>④障害の認定、実態調査、更生相談所等</p> <p>⑤特別障害者手当、特別児童扶養手当</p> <p>⑥障害施設、手当の監査</p> <p>国立施設管理室</p> <p>○障害者に係る国立施設の管理</p> <p>社会参加推進企画官（新規）</p> <p>①補装具、福祉機器、障害者情報</p> <p>②社会参加促進事業</p> <p>③障害者スポーツ</p> <p>障害福祉課</p> <p>①障害者関係法律の施行（福祉関係）</p> <p>②障害者施設の整備</p> <p>③身障児、重症心身障害児の福祉（在宅・施設）</p> <p>④身障者の福祉（在宅・施設）</p> <p>⑤授産事業の調査・研究、企画</p> <p>⑥精神薄弱児・者の福祉（在宅・施設）</p> <p>⑦心身障害者福祉協会（コロニー）の監督</p> <p>精神保健福祉課</p> <p>①精神保健福祉法に関する企画法令</p> <p>②精神障害者の医療保護、病院の指導監督</p> <p>③精神病院、精神保健センターの整備</p>

- ④老人精神保健対策
- ⑤精神障害者の社会復帰対策
- ⑥精神障害の予防その他心の健康づくり
- ⑦優生保護法の施行（受胎調節は母子保健課）
- 社会復帰対策指導官
- 企画課
- 精神障害施策の監査

- ④老人精神保健対策
- ⑤精神障害者の社会復帰対策
- ⑥更生医療、育成医療
- 社会復帰対策指導官
- 保健医療局健康増進栄養課
- 児童家庭局母子保健課

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
の円滑かつ適切な施行について

精神保健法については、精神障害者の福祉
施策や地域精神保健施策の充実、より良い精
神医療の確保等を図る観点から、所要の改正
が行われ、平成7年7月から「精神保健及び
精神障害者福祉に関する法律」として施行さ
れているところである。

各都道府県、指定都市におかれては、本改
正の趣旨を十分御理解のうえ、管下市町村、
関係団体等に対する周知徹底方を含め、精神
保健福祉法の施行に遺憾のないよう格段の御
配慮をお願いする。

また、精神病院においては、精神障害者の
人権に配慮した適切な精神医療の確保に努め
られているが、未だ、精神保健福祉法に基
づく精神障害者の人権擁護に係る関係規定が遵
守されていない病院の存在が指摘されている
ことから、各都道府県、指定都市におかれ
ては、入院中の精神障害者の面会、信書、電話、
金銭管理等に係る処遇が適切に行われるよう、
人権に配慮した適切な精神医療の確保に向け
て、管下精神病院に対する指導を徹底する等、
引き続き格段の御配慮をお願いする。

(4) 大都市特例の施行について

平成5年の法改正で設けられた大都市特例
については、本年1月4日に政令が公布され、
都道府県立精神病院の設置（第19条の7）を
除いて、すべて指定都市の事務とし、本年4
月より施行されるので、指定都市及び指定都

市を擁する道府県におかれては、所要の準備
等遺漏のなきようお願いする。

なお、平成8年度予算（案）においては、
精神保健福祉関係予算について、補助先に指
定都市を追加したところである。

(5) 精神保健福祉センター運営要領について

平成7年7月施行の精神保健法の改正によ
り、精神障害者の福祉及び地域精神保健施策
に関する法体系の整備を図ったところであり、
精神保健センターも、精神保健福祉センター
に改められ、その役割は一層重要になってき
たところである。

そこで、昭和44年通知の運営要領を廃止し、
新たに「精神保健福祉センター運営要領」を
定め、今般通知したところである。

主な改正の内容は、①これまでの精神保健
に加えて「精神障害者福祉」を位置付ける、
②「自立と社会参加のための援助」をセンター
の役割や業務に位置付け、③技術指導、技術
援助、職員の研修の対象に市町村を加える等
であるので、各都道府県、指定都市におかれ
ては、この要領に基づき精神保健福祉施策の
推進に万全を期されたい。

(6) 保健所及び市町村における精神保健福祉業
務運営要領について

平成6年の地域保健法の成立や、平成7年
の精神保健法の改正により、精神障害者の保
健福祉施策についての保健所及び市町村にお
ける役割は、一層重要になってきたところであ
る。

一方、昭和41年通知の「保健所における精神保健業務運営要領」は、すでに現状にそぐわなくなっている部分があることから、これを廃止し、新たに「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」を定め、今般通知したところである。

主な改正の内容は、①社会復帰や地域における自立と社会参加のための相談援助、正しい知識の普及啓発、社会復帰施設等の利用の調整及び精神障害者保健福祉手帳制度の普及等近年の業務の広がりに対応した内容に改める、②人権保護やプライバシー保護の規定を強化、③第二部として市町村における精神保健福祉業務を追加し、市町村の役割や、身近な社会復帰・福祉施策の充実について記述等であるので、各都道府県、指定都市におかれは、これに基づき精神保健福祉施策の推進

に万全な取り組みをお願いする。

また、保健所政令市を含め、管下市町村及び関係機関に対する周知及び指導についても御配意願いたい。

(7) 精神障害者保健福祉手帳について

昨年10月に創設した精神障害者保健福祉手帳制度は、関係各方面の協力により各種の支援策を促進し、もって精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

厚生省としても、他の手帳制度と同様な支援策を講じられるよう、引き続き関係各方面に協力を依頼していくので、各都道府県、指定都市においても、その趣旨を踏まえ、関係各方面の協力を得て、手帳に基づく各種の援助施策の拡充に努めるよう、特段の御尽力をお願いする。

2 平成8年度予算(案)について

事 項	前年度 予算額	平成8年度 予算額	対前年度 増△減	積 算 基 礎	
				平成7年度	平成8年度
(精神保健課)					
(項)精神保健費					
1 措置入院費	31,609,982	27,137,019	△4,472,963	1 補助先、補助率 都道府県 3/4	1 補助先、補助率 都道府県、指定都市 3/4
	8,501,222	5,727,713	△2,773,509		
2 通院医療費	16,660,552	12,984,020	△3,676,532	2 医療費単価 年額 3,583,231円	2 医療費単価 年額 3,816,472円
				1 補助先、補助率 都道府県 1/2	1 補助先、補助率 都道府県、指定都市 1/2
				2 医療費単価 月額 24,486円	2 医療費単価 月額 26,697円
3 医療保護入院費等	1,072,003	1,134,639	62,636	補助先、補助率 沖縄県 8/10	同 左
4 精神医療適正化対策費	332,252	224,855	△107,397	補助先、補助率 都道府県 1/2	補助先、補助率 都道府県、指定都市 1/2

事 項	前年度 予算額	平成8年度 予算額	対前年度 増△減	積 算 基 礎	
				平成7年度	平成8年度
					精神医療審査会報告書料を除く経費については、一般財源化
5 精神障害者社会復帰促進費等補助金	5,043,953	7,065,792	2,021,839		
(1) 精神障害者社会復帰促進費	1,401,926	1,996,761	594,835		
ア 精神障害者社会復帰推進事業費	641,212	669,924	28,712	補助先、補助率 都道府県 1/2	補助先、補助率 都道府県、指定都市 1/2
				1 精神障害者社会適応訓練事業(通りハ事業) 631,432千円	1 精神障害者社会適応訓練事業(通りハ事業) 669,924千円
				事業所数 2,356事業所	事業所数 2,490事業所
				対象者 1 事業所当たり 1.6人	同 左
				1 日当たり奨励金 2,000円	
				2 精神障害者社会復帰促進事業費 9,780千円	2 精神障害者社会復帰促進事業費 廃止 (地域生活支援事業に統合)
				か所数 20か所	
イ 精神障害者小規模作業所運営事業等助成費	419,479	643,754	224,275	補助先 (財)全国精神障害者家族会連合会 補助率 定額(10/10相当)	補助先 精神障害者社会復帰促進センター 補助率 定額(10/10相当)
				1 精神障害者小規模作業所運営助成費 400,000千円	1 精神障害者小規模作業所運営助成費 619,300千円
				か所数 400か所	か所数 563か所
				1 か所当たり 1,000千円	1 か所当たり 1,100千円
				2 精神障害者社会復帰促進事業助成費 6,248千円	2 精神障害者社会復帰促進事業助成費 6,027千円
				3 精神障害者社会復帰促進センター研修事業費 13,231千円	3 精神障害者社会復帰促進センター研修事業費 18,427千円

事 項	前年度 予算額	平成 8年度 予算額	対前年度 増減 △ 減	積 算 基 礎	
				平成7年度	平成8年度
ウ 精神障害者地域 生活援助事業費 (グループホーム)	千円 329,780	千円 652,525	千円 322,745	補助先、補助率 都道府県(間接補助: 市町村、非営利法人等) 1/2(1/2) か所数 220か所	補助先、補助率 都道府県、指定都市 (間接補助:市町村、 非営利法人等) 1/2(1/2) か所数 430か所
エ 精神障害者手帳 甲府事業	11,455	30,558	19,103	補助先、補助率 都道府県 1/2	補助先、補助率 都道府県、指定都市 1/2
(2) 地域精神保健福祉 対策費	800,000	800,000	0		
地域精神保健福祉 対策促進事業	800,000	800,000	0	補助先、補助率 都道府県(間接補助: 市町村) 1/2(2/3)	補助先、補助率 都道府県、指定都市 (間接補助:市町村) 1/2(2/3)
(3) 精神障害者社会復 帰施設等運営費	2,596,260	4,018,480	1,422,220	—	○運営費の改善 ・指導員の増1名 (生活訓練施設、 通所・入所授産施設)
				補助先、補助率 都道府県 1/2	補助先、補助率 都道府県、指定都市 1/2
				市町村(国 1/2) 公的医療機関 都道府県 1/2 非営利法人	市町村(国 1/2) 公的医療機関 都道府県、指定都市 1/2 非営利法人
ア 精神障害者生活 訓練施設(援護寮)	1,155,585	1,604,496	448,911	か所数 83か所	か所数 99か所
				(1) 適応施設型 1か所	(1) 適応施設型 1か所
				(2) デイ・ケア施設 併設型 4か所	(2) デイ・ケア施設 併設型 4か所
				(3) 一般型 78か所	(3) 一般型 94か所 ・指導員(常勤1名) の増
イ 精神障害者 ショートステイ施設	19,646	26,404	6,758	か所数 21か所	か所数 28か所
ウ 精神障害者通所 機能付援護寮	22,740	0	△22,740	か所数 3か所	廃止(地域生活支 援事業に統合)
エ 精神障害者福祉 ホーム	108,680	121,132	12,452	か所数 80か所	か所数 88か所
オ 精神障害者通所 授産施設	767,489	1,036,928	269,439	か所数 76か所	か所数 93か所 ・指導員(非常勤1 名)の増

事 項	前年度 予算額	平成 8年度 予算額	対前年度 増減 △ 減	積 算 基 礎	
				平成7年度	平成8年度
カ 精神障害者入所 授産施設	千円 120,368	千円 256,182	千円 135,814	か所数 7か所	か所数 14か所 ・指導員(非常勤1 名)の増
キ 精神障害者福祉 工場	22,779	68,790	46,011	か所数 1か所	か所数 3か所
⑩ク 精神障害者地域 生活支援事業	0	341,244	341,244	—	か所数 47か所
ケ 精神科救急医療 システム整備事業	126,582	296,499	169,917	1 補助先、補助率 都道府県 1/2 2 か所数 12か所	同 左 2 か所数 24か所
コ 老人性痴呆疾患 センター	252,391	266,805	14,414	1 補助先、補助率 都道府県1/2、1/3 市町村(国 1/2、1/3) 公的医療機関 都道府県 1/4、1/3 非営利法人(設置者 1/4、1/3)	同 左 2 か所数 113か所
(4) 精神保健福祉セン ター運営費	245,767	250,551	4,784	1 補助先、補助率 都道府県 1/3 2 か所数 47か所	1 補助先、補助率 都道府県、指定都市 1/3 2 か所数 53か所 ・教育研修事業等 (廃止) ・精神保健業務従事 者研修事業(廃止)
(項) 保健衛生諸費 優生手術費交付金	1,399	1,399	0	補助先、補助率 都道府県 10/10	同 左
(項) 厚生本省 精神保健等対策費	74,365	87,413	13,048		
(1) 精神保健指導費	9,092	7,548	△1,544		公費負担医療制度改 正経費 △1,544千円
(2) 精神保健福祉相談 員資格取得講習会費	995	1,005	10		
(3) 精神障害者等保健 指導指針策定費	1,444	1,447	3		
(4) 優生保護対策費	1,615	1,617	2		
(5) 覚せい剤慢性中毒 物対策費	3,502	3,504	2		
(6) 老人精神保健対策 費	5,117	5,126	9		
(7) 老人性痴呆疾患保 健医療指導推進費	18,197	7,514	△10,683	老人性痴呆疾患保健 医療指導者研修委託 費	同 左

事 項	前年度 予算額	平成 8年度 予算額	対前年度 増減 △ 減	積 算 基 礎	
				平成7年度	平成8年度
	千円	千円	千円	専門研修 5,087千円 一般研修 10,481千円	専門研修 4,877千円 一般研修は、廃止
(8) 適正医療と処遇等 対策費	14,237	14,265	28		
(9) 精神病院調査指導 費	882	884	2		
(10) 精神障害者社会復 帰等対策費	19,284	19,361	77		
⑪(11) メンタルヘルス対 策事業費	0	13,358	13,358		委託先 (社)日本精神病院協会
⑪(12) 精神障害者の身体 合併症の治療体制の 整備に関する状況調 査費	0	11,784	11,784		委託先 (社)日本精神病院協会
課 計	31,685,746	27,225,831	△4,459,915		
[健康政策局計画課計上分] 保健所業務費補助金 精神保健対策費 (4号経費)	387,244	390,549	3,305	補助先、補助率 都道府県、政令市、 特別区 37.0/100 (1) 社会復帰相談指 導実施保健所 852HC (2) 市町村保健事業 推進調整費 精神保健福祉相 談員 162人 (3) 性に関する心の 悩み相談事業 47HC	補助先、補助率 都道府県、政令市、 特別区 37.0/100 (1) 同 左 (2) 同 左 (3) 同 左
[大臣官房厚生科学課計 上分] 厚生科学研究費 課 計	94,000 32,166,990	94,000 27,710,380	0 △4,456,610	精神保健医療研究費	同 左
(他局計上分を含む合計)					

医療施設近代化施設整備事業の概要（8年度からの補助要綱案）

平成7年度当初予算額 102億円

平成8年度予定額 202億円（災害拠点病院の整備を含む）

1. 目 的

医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者

の職場環境、衛生環境等の改善を進めるとともに、へき地等の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図ることを目的とする。

2. 補助方針

- (1) 補助対象 医療法人等厚生大臣が適当と認める者が開設する医療施設
(2) 補助率 1/3（負担割合：国1/3、都道府県1/3以内、事業者1/3以上）

3. 事業内容

(1) 病 院（一般及び精神）

- ① 整備区域については築後概ね30年以上経過又は阪神・淡路大震災により被災していること。
（概ね30年以上とは、改修の場合を除き25年以上経過のものとする。）
- ② 整備する病棟の1床ごとの病室面積を6.4㎡以上（改修の場合は5.8㎡以上）、かつ、1床当たりの病棟面積を18㎡以上（改修の場合は16㎡以上）確保すること。
- ③ 医師・看護婦の現員数の比率が、いずれか一方が医療法上の標準を満たしており、かつ、他方が80%以上であること。
- ④ 付添看護を行っていないこと。
- ⑤ 精神病院にあつては、常勤の精神保健指定医が2名以上配置されていること。
- ⑥ 救急、へき地等の政策的な医療を担っている病院であること。ただし、整備区域の病棟の病床数を20%以上削減する場合はこの限りではない。
- ⑦ 医療計画において、病床過剰地域にある病院については、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減すること。ただし、病床非過剰地域に所在する民間病院（公的4団体が開設する病院を含む。）においては、この限りではない。
- ⑧ 病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のことを併せて整備する場合は、補助対象基準面積の加算を行う。
ア. 患者の療養環境改善（食堂、談話室、患者相談室等）
イ. 医療従事者の職場環境改善（院内保育所、休憩室等）
ウ. 衛生環境改善（感染性廃棄物の処理施設の整備等）
エ. インテリジェント化及びアメニティ環境の整備（オーダーリングシステムに必要な部屋の整備等）
オ. 乳幼児を抱える母親の通院等のための授乳コーナー、ベビールームの整備
- ⑨ 補助対象病床数は1病院150床（公的医療施設及び持分のない法人は300床）を上限とする。

(2) 診 療 所

- ① へき地における診療所の承継又は社会福祉・医療事業団が実施する開業医承継支援事業の取扱対象となった診療所の施設整備。
- ② 阪神・淡路大震災により被災した在宅当番医制等の事業を実施している診療所の施設整備。

4. 事業採択方針

医療機関からの補助要望が多数である場合には、次の項目により優先採択順位の明確化を行う。

- (1) 持分のない医療法人。
- (2) 都道府県の優先順位。
- (3) 療養型病床群に転換する病院。精神病院にあつては老人性痴呆疾患専門病棟に転換する病院。

(4) 病床の削減率がより高い病院。

3. 精神障害者社会復帰・福祉施策の推進について

(1) 精神障害者地域生活支援事業（地域生活支援センター）の創設について

精神障害者地域生活支援事業は、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援等を行うための事業であり、生活訓練施設（援護寮）、授産施設及び福祉ホームに併設できるとしている。

本事業は、障害者プランで新たに創設し、平成14年度までに650か所を目標としたところであり、平成8年度予算（案）においては47か所を予定している。

既に運営している生活訓練施設（援護寮）、授産施設及び福祉ホームについては、本事業を併設できるよう、積極的な対応をお願いする。

なお、従前の通所機能付援護寮及び社会復帰相談窓口については、平成8年度において本事業へ移行するべく当課に協議されたい。

(2) 地域精神保健福祉対策促進事業について

精神障害者の社会復帰と自立と社会参加を促進するためには、精神障害者本人を含め、地域全体での取り組みが重要であることから、各都道府県、指定都市におかれては、本事業を有効活用し、地域の実情に応じた積極的な事業の促進をお願いする。

なお、管下市町村に対する周知及び指導についても御配慮願いたい。

(3) 精神障害者小規模作業所運営費助成事業について

精神障害者小規模作業所に対する助成については、平成8年度予算（案）では、1か所当たりの助成額を100万円から110万円に引き上げ、助成対象か所数についても163か所増やし563か所としたところである。

各都道府県におかれては、小規模作業所の適正な運営の確保を図るため、引き続き特段の御配慮をお願いする。

なお、平成8年度より補助先を働全国精神障害者家族会連合会から精神障害者社会復帰促進センターに変更することとし、家族会以外の作業所にも積極的に補助を行っていくこととしている。

(4) 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）について

障害者プランでは、本事業の目標を平成14年度までに920か所とし、平成7年度予算では220か所であったものを、平成8年度予算（案）においては、430か所と倍増することとしている。

各都道府県、指定都市におかれては、本事業の推進について特段の御尽力をお願いする。

(5) 精神障害者社会適応事業（通院患者リハビリテーション事業）について

精神障害者社会適応訓練事業は、平成7年の法改正において法律上位置付けられるとともに、障害者プランでは、本事業の目標を平成14年度までに3,300か所としたところであり、平成8年度予算（案）においては134か所の増を図ることとしている。

各都道府県、指定都市におかれては、協力事業所の確保、訓練対象者の把握、訓練生の選考、訓練実施中及び終了後の訪問指導の充実について、保健所、市町村等関係行政機関及び医療機関等と密接な連携をとりつつ、本事業の推進について一層の御尽力をお願いする。

なお、協力事業所の確保については、協力事業主及び関係者が精神疾患の特性をよく理解し、精神障害者に対する対応についても十分な配慮がなされるよう、御指導をお願いす

る。

4. 総務庁行政監察局の勧告について

平成7年12月に総務庁行政監察局より勧告された「精神保健対策に関する調査結果」において、①ニーズ等の的確な把握と施策の計画的推進、②医療・保護対策の充実、③施設の充実や訓練の効果的な実施など社会復帰対策の推進、④地域中心の支援サービス体制の確立等について指摘されたところである。

各都道府県及び指定都市においては、本勧告を踏まえ、適正な行政事務の取扱いに努めるとともに、今後の精神保健福祉施策のより一層の推進が図れるよう特段の配慮をお願いする。

平成7年12月8日

精神保健対策に関する調査結果に基づく総務庁行政監察局の勧告の概要

1 精神保健対策に関するニーズ等の的確な把握と施策の計画的推進

① 精神保健対策に関するニーズ等の把握について、都道府県・市町村に対し、精神障害者のニーズ等の把握を行っている都道府県等の調査内容等を収集し紹介するなど、積極的に取り組むよう指導すること。また、精神障害者のニーズ等を的確に把握するための調査の具体的な実施方法等について検討すること。

② 市町村における障害者計画等の精神保健対策に関する計画の策定を推進するため、市町村に対し、計画策定のための指針の作成・周知などの支援を行うとともに、都道府県に対し、計画策定の技術的援助を通じ市町村と連携を図るよう指導すること。

2 医療・保護対策の充実

(1) 保健所による訪問指導の充実等

① 保健所の訪問指導について、訪問計画の作成や指導の継続・中止の決定は保健所内等の検討結果に基づき行うよう、都道府

県・保健所設置市を指導すること。

② 指定講習会について、ブロック単位で定期的に開催すること、講習期間、講習方法等を見直すなど、その実施方法を見直すこと。

(2) 人権に配慮した措置の徹底等

① 入院に際しての告知、病状報告及び入院届けについての的確な実施を図ること。

② 入院患者への人権に配慮し、電話の整備及び面会の制限理由の診療録への記載を的確に実施すること。

③ 精神医療審査会の審査の迅速化を促進するとともに、運営の適切化を図ること。

(3) 応急入院指定病院制度の合理化

応急入院指定病院の指定に係る基準の弾力化を図り、病院の能力に応じて応急入院者に対応していけるような幅広い整備が促進されるよう検討すること。

3 社会復帰対策の推進

(1) 社会的入院の解消

いわゆる社会的入院の解消を促進するため、家族及びその団体の自助努力や自主的取組を支援する観点から、精神障害者保健福祉手帳の趣旨の一層の普及・浸透、家族団体の事業への支援の充実を図るなど、行政側からの必要な支援方策について検討すること。

(2) 社会復帰施設等の整備の促進

社会復帰施設等の適切な整備について、①都道府県に対し、整備すべき施設の数値目標等を含んだ計画の策定のための指針を示す等の支援措置を講ずるとともに、②都道府県・市町村に対し、住民の理解を得るための啓発の積極的実施等を指導すること。

(3) 社会復帰施設等の運営の効率化及び適正化

① 社会復帰施設等による利用希望者の把握に当たっては、社会復帰施設等と保健所等関係機関との連携の場の整備など情報交換

に努めるよう都道府県に対し指導するとともに、利用者の限定等をしないよう施設等の設置者に対し都道府県を通じ指導すること。

② 適正な職員配置、利用者に応じた適切な施設利用など施設運営基準の遵守について、施設等の設置者に対し都道府県を通じ指導すること。

③ 施設等に対する監督指導に当たっては、施設運営状況が把握し得る立場にある保健所を活用するなどにより効果的な実地指導を行うよう都道府県に対し指導すること。

(4) 授産施設における訓練計画の作成及び訓練成果の評価に係る実施方法の確立

訓練計画の作成及び訓練成果の評価について、計画の作成方法、評価の時期・事項・参加機関等を内容とするマニュアルを策定するなどにより、必要な支援を行うこと。

(5) 精神障害者社会適応訓練事業の推進

① 事業所の開拓に関し、保健所の精神保健福祉相談員等の配置を充実させるとともに、協議会を活用し、市町村の積極的協力が求められるよう都道府県に対し指導すること。

② 訓練生の選考に当たって保健所が中核となり機能するように、事業所、社会復帰施設、関係団体等との連携のための仕組みの構築などについて都道府県に対し指導する

こと。

③ 訓練中止事例の原因を分析し、訓練生の社会復帰に結びつくよう都道府県及び都道府県を通じ事業所を指導すること。

(6) 社会復帰相談指導の充実等

① 社会復帰相談指導の実施に当たり、対象者の相談指導計画の策定及び指導成果に対する評価を行うよう都道府県・保健所設置市に対し指導すること。

② 精神保健福祉センターがその設置趣旨である都道府県における総合的な技術センターとして一層の高度な支援の実施が図れるよう運営の適正化を図ること。

4 地域中心の支援サービス体制の確立

① 精神障害者が地域社会の中で自立できるようにしていく観点から、社会復帰施設等の計画的整備の推進をはじめ各種の支援措置の充実を図ること。

② 精神障害者を含む障害者について、種別を超えた総合的な施策の展開を図るため、地域でのサービスや身近な相談体制等の総合化について検討すること。

③ 地域における精神障害者の自立支援サービスの充実のため、国及び都道府県の役割をも明確にしながら、市町村中心のサービス体制への再編について検討すること。

精神保健対策に関する調査結果の概要

		問題点(実態)	勧告
ニーズの把握と施策の計画的推進		○ 精神障害者の状況やニーズの把握のための調査が不十分(調査した20県26市のうち12県23市が未把握)	○ 都道府県の調査の内容等の収集・紹介するなどニーズ把握への積極的取り組みを指導
		○ 精神保健対策の計画(市町村)の策定が低調(調査した26市のうち17市が未策定/20県は総て策定)	○ 計画策定のための指針の作成など国が支援、県は技術的援助を通じ市町村と連携
医療・保護対策の充実	訪問指導の充実	○ 訪問指導が非計画的(31保健所のうち21が計画を未策定)	○ 計画の策定を指導/訪問指導への支援の検討
	人権への配慮	○ 告知、病状報告等の不励行/入院者の人権への配慮措置(電話の整備等)の欠如/精神医療審査会の審査の遅れ	○ 告知、病状報告の確実な実施、人権への配慮の徹底、審査会の業務運営の適切化・迅速化
社会復帰対策の推進	社会的入院解消	○ 長期入院者の中には、家族の受入れなどの条件が整えば退院可能な者も存在(調査した144人のうち31人)	○ 家族等の自助努力の支援の充実を図るなど円滑な退院・社会復帰への支援方を検討
	社会復帰施設等の充実	○ 社会復帰施設の整備が低調(身障の13%、精障の8%) ○ 地元住民の反対による整備の遅れ(調査した20県で7施設) ○ 利用者の把握が低調な施設は利用も低調(20ポイントの差) ○ 施設運営基準違反がみられる(専任職員の兼務など) ○ 県や保健所の施設への指導が不徹底(14県のうち7県未実施)	○ 施設整備計画策定のための指針を示すなど都道府県を支援/住民への積極的広報を指導 ○ 保健所との連携による利用希望者の把握を指導 ○ 「要綱」を遵守するよう施設を指導 ○ 保健所を活用し効果的に監督するよう指導
	社会復帰訓練の効果的実施	○ 授産施設の作業訓練計画が未策定、訓練成果の評価が未実施(調査した14施設のうち8施設) ○ 訓練後の社会復帰が停滞(訓練の中止事例が多い)	○ 訓練の計画策定と評価方法に関するマニュアルを策定するなど支援 ○ 訓練中止事例の原因分析の上、事業者を指導
	相談指導の充実	○ 相談者ごとの指導方針がない(31保健所のうち13保健所) ○ 精神保健センターの保健所への支援が不十分(12/31 保健所)	○ 対象者の指導計画策定と評価の実施を指導 ○ 技術中核機関としてのセンターの運営の適正化
	地域中心の支援サービス体制の確立	○ 精神障害者が地域での自立には困難な状況(施設の不足・種類の偏り等)、一方で殆どの福祉は市町村が担い手	○ 障害者関係サービスの総合化や市町村中心のサービス体系への再編を検討

5 老人性痴呆疾患センターについて

老人性痴呆疾患センターの指定に当たっては、既指定の施設の活動状況等を十分考慮の上、計画を進められたい。

6 アルコール関連問題対策について

平成5年10月に公衆衛生審議会アルコール関連問題専門委員会から、当面のアルコール関連問題予防対策について提言がなされたところである。その中で、健康教育の一層の充実、酒類の宣伝・広告に関する検討、酒類自動販売機を撤廃する方向での検討等が盛り込まれたところ

である。

また、平成6年10月に中央酒類審議会新産業行政研究部会から、アルコール飲料としての酒類の販売等の在り方についての中間報告がなされ、その中で、対面販売の推進、自動販売機の撤廃、酒類の宣伝・広告の検討等、未成年者の飲酒防止等の在り方が報告されたところである。

各都道府県におかれては、これらの趣旨を踏まえ、アルコール関連問題対策の積極的な推進についてよろしく願います。

7 平成8年度精神保健福祉関係研修会計画について

○厚生省精神保健課実施の研修

研修会名	実施対象者	実施時期	実施地	
老人性痴呆疾患保健医療指導者研修会	医師	50名×2回	未定	東日本地区、西日本地区
	保健婦	50名×2回	//	
	看護婦(士)	50名×2回	//	
	PSW等	50名×2回	//	

研 修 会 名	実 施 対 象 者	実 施 時 期	実 施 地
アルコール中毒臨床医等 研修会	医師 20名×2回 保健婦 20名×2回 看護婦(士) 20名×2回 PSW等 20名×2回	春・秋2回実施 (月日は未定)	国立療養所久里浜病院

○国立精神・神経センター精神保健研究所実施の研修

研 修 会 名	実 施 対 象 者	実 施 時 期	実 施 地
社会福祉学課程研修会	大学において、社会福祉学を履修する課程を修めて卒業した者であって、精神保健福祉センター、保健所、精神病院等において、精神保健福祉に関する業務に原則として3年以上従事している者	8年6月19日(水) ～7月9日(火)	国立精神・神経センター精神保健研究所
医学課程研修会	保健所及び精神病院並びにこれに準ずる施設に勤務する者であって、精神医学及び公衆衛生の領域において精神保健の業務に従事している医師	8年10月15日(火) ～10月18日(金)	〃
精神保健指導課程研修会	精神保健福祉センター及び保健所並びにこれに準ずる施設に勤務する医師	8年6月12日(水) ～6月14日(金)	〃
心理学課程研修会	大学において心理学を履修する課程を修めて卒業した者であって、精神保健福祉センター、保健所、精神病院、児童相談所及び精神薄弱者更生相談所等において、精神保健に関する業務に原則として2年以上従事している心理技術者	9年2月19日(水) ～3月11日(木)	〃
精神科デイ・ケア課程研修会	看護婦(士) 40名 (実務経験2年以上)	8年5月8日(水) ～5月28日(火) 8年6月5日(水) ～6月25日(火) 8年11月20日(水) ～12月10日(火) 9年1月8日(水) ～1月29日(水)	国立精神・神経センター精神保健研究所 北海道 国立精神・神経センター精神保健研究所 〃
薬物依存臨床医師研修会	精神病院及び精神保健福祉センター並びにこれに準ずる施設に勤務する医師	8年10月中の4日間 (日付は未定)	〃
心身症研修会	病院(国公立、大学病院等)及び保健所に勤務する医師	8年9月中の4日間 (日付は未定)	〃

○その他の研修

研 修 会 名	実 施 主 体	実 施 対 象 者	実 施 時 期	実 施 地
精神病院管理者研修会	国立医療・病院管理研究所	病院長及び事務部長並びにこれに準ずる者	8年9月17日(火) ～9月20日(金)	国立医療・病院管理研究所
思春期精神保健特別講座	(財)安田生命社会事業団	医師、保健婦、看護婦、教員他(募集人員未定)	8年10月4日(金) ～10月5日(土)	大阪府
精神保健指定医研修会	(社)日本精神病院協会	医 師	年5回実施予定 (月日は未定)	東京都、大阪府 福岡県
	(社)全国自治体病院協議会	〃	年2回実施予定 (月日は未定)	東京都

地方精神保健福祉協議会名簿 (7. 11. 1)

地区	名 称	会 長	〒	所 在 地	T E L	F A X	
	北海道精神保健協会	伊東 嘉弘	060	札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館内	011-271-3470	011-210-0052	
東	青森県精神保健協会	福島 裕	038	青森市大字三内字沢部353-92 県立精神保健福祉センター内	0177-87-3951	0177-87-3956	
	岩手県精神保健協会	智田 廣徳	020	盛岡市本町道3-19-1 //	0196-22-6955		
	宮城県精神保健協会	菊地 潤	980	仙台市青葉区本町1-4-39 //	022-224-1491		
	秋田県精神保健協会	菅原 和夫	010	秋田市中通2-1-52 //	0188-34-2906	0188-34-2907	
	山形県精神保健協会	十束 支朗	990	山形市十日町1-6-6 //	0236-22-2543	0236-24-1656	
北	福島県精神保健協会	丹波 真一	960	福島市御山町8-30 //	0245-35-3556	0245-33-2408	
	新潟県精神保健協会	荒川 修二	951	新潟市川岸町1-57-1 //	025-231-6111	025-231-6125	
関東甲信	茨城県精神保健協会	大須賀 寛蔵	310	水戸市笠原町不動山993-2 県立精神保健福祉センター内	029-241-3352	029-244-6555	
	栃木県精神衛生協会	松村 誠	320	宇都宮市戸祭元町1-25 県立保健福祉会館内	0286-22-7526	0286-22-7879	
	群馬県(日精協群馬支部)	岸 芳正	376	桐生市相生町2-277 岸 病院内	0277-54-8949		
	埼玉県精神保健協会	山内 俊雄	336	浦和市高砂3-15-1 県衛生部保健予防課内	048-830-3567		
	千葉県精神保健福祉協議会	佐藤 壹三	260	千葉市中央区仁戸名町666-2 県立精神保健福祉センター内	043-263-3891	043-265-3963	
	東京都精神保健協議会	浅井 昌弘	160	新宿区信濃町35 慶応義塾大学医学部精神神経科医局内	03-3353-1211	03-5379-0187	
	神奈川県精神保健協会	栗田 正文	233	横浜市港南区芹が谷2-5-2 県立精神保健福祉センター内	045-821-8822	045-821-1711	
	山梨県精神保健福祉協会	松井 紀和	400	甲府市太田町9-1 //	0552-37-1657	0552-37-7385	
	長野県精神保健協議会	轟 章	380	長野市大字南長野字幅下692-2 県衛生部保健予防課内	0262-35-7147		
	東海北陸	静岡県精神保健協会	川口 才市	424	清水市辻4-4-17 県立精神保健福祉センター内	0543-66-3881	
愛知県精神保健協議会		笠原 嘉	460	名古屋市中区三の丸3-2-1 県立総合保健センター内	052-962-5371	052-962-5375	
岐阜県精神保健協会		浦島 誠司	500	岐阜市藪田南2-1-1 県衛生環境部健康増進課内	058-272-1111	058-72-5728	
三重県精神保健協議会		野村 純一	514	70津市広明町13 県健康福祉部健康対策課内	0592-24-2338		
富山県精神保健協会		廣瀬 友二	930	富山市大手町1-15 県立精神保健福祉センター内	0764-25-0383	0764-21-5437	
石川県精神保健協会		島田昭三郎	920	金沢市南新保町ル-3-1 //	0762-38-5761		
福井県精神衛生協会		市橋 保	910	福井市大手3-17-1 県福祉保健部健康増進課内	0776-21-1111	0776-27-3637	
近畿		京都府精神保健協会	木村 敏	612	京都市伏見区竹田流池町120 府立精神保健福祉総合センター内	075-645-6266	075-645-6266
		大阪府精神保健協議会	中西 信男	558	大阪市住吉区万代東3-1-46 府立こころの健康総合センター内	06-691-2811	
		兵庫県精神保健協会	黒丸正四郎	652	神戸市兵庫区荒田町2-1-29 県立精神保健福祉センター内	078-511-6581	
中 国	和歌山県精神保健協会	篠田 博之	640	和歌山市小松原通1-1 県保健環境部健康対策課内	0734-32-4111	0734-28-2325	
	鳥取県精神保健協会	田中 和夫	680	鳥取市江津318-1 県立精神保健福祉センター内	0857-21-3031	0857-21-3034	
	島根県精神保健協会	小瀧 信夫	690	松江市大輪町420 //	0852-21-2885	0852-21-2045	
	岡山県精神保健協議会	大月 三郎	700	岡山市鹿田本町3-16 県立岡山病院内	086-225-3821	086-234-2639	
	広島県精神保健協議会	松田 鎮雄	731	43 安芸郡坂町字北新地12020-5 県立総合精神保健福祉センター内	082-884-1051		
四 国	山口県精神保健協議会	山田 通夫	753	山口市滝町1-1 県環境保健部健康増進課内	0839-33-2944	0839-33-2969	
	徳島県精神保健協会	森井 章二	770	70徳島市万代町1-1 県保健福祉部健康増進課内	0886-21-2225	0886-23-9399	
	香川県精神保健協議会	大西 寧	760	70高松市番町4-1-10 県環境保健部健康増進課内	0878-31-1111		
	愛媛県精神保健協議会	柿本 泰男	790	松山市一番町4-4-2 県保健環境部健康増進課内	0899-41-2111		
	高知県精神保健協議会	池田 久男	780	高知市丸の内1-2-20 県健康福祉部健康対策課内	0888-23-9669	0888-73-9941	
九 州	福岡県精神保健協議会	田代 信雄	812	福岡市東区箱崎7-8-2 県立精神保健福祉センター内	092-641-5999	092-641-5999	
	佐賀県精神保健協議会	武市 昌士	840	佐賀市城内1-1-59 県保健環境部健康増進課内	0952-24-2111	0952-25-7268	
	長崎県精神保健協議会	中根 允文	850	長崎市江戸町2-13 県福祉保健部保健予防課内	0958-24-1111		
	熊本県精神保健協議会	宮川 太平	860	熊本市水道町9-16 県立精神保健福祉センター内	096-354-9214		
	大分県精神保健協議会	原尻 正治	870	大分市大字玉沢字平石908 //	0975-41-6290	0975-41-6627	
	宮崎県精神保健協議会	三山 吉夫	880	宮崎市霧島1-2 //	0985-27-5663		
	鹿児島県精神保健協議会	今村 一英	892	鹿児島市山下町14-50 県保健環境部保健予防課内	0992-26-8111	0992-39-1662	
沖縄県精神保健協議会	福地 昭	901	11 島尻郡南風原町字宮平212 県立総合精神保健福祉センター内	098-888-1396	098-888-1710		

☆滋賀県、奈良県は未設置

全国精神保健福祉連絡協議会役員名簿 (7. 11. 1)

役 員	氏 名	所 属 又 は 役 職 名	〒 連 絡 先	T E L
会 長	大塚 俊男	国立精神・神経センター 精神保健研究所長	272 市川市国府台1-7-3 国立精神・神経センター精神保健研究所	0473-72-0141
副 会 長	石原 幸夫	神奈川県精神保健協会副会長	244 横浜市戸塚区舞岡町3482 舞岡病院	045-822-2127
〃	菊池 潤	宮城県精神保健協会会長	980 仙台市青葉区本町1-4-39 県精神保健福祉センター	022-224-1491
理事 北海道	伊東 嘉弘	北海道精神保健協会会長	060 札幌市中央区大通西6 北海道医師会館	011-271-3470
〃 東北	菊池 潤	前 出		
〃 関東甲信	○浅井 昌弘	東京都精神保健協議会会長	160 新宿区信濃町35 慶応義塾大学医学部精神神経科医局	03-3353-1211
〃 東海北陸	川口 才市	静岡県精神保健協会会長	424 清水市辻4-4-17 県精神保健福祉センター	0543-66-3881
〃 近畿	本岡 一夫	大阪府精神保健協議会副会長	558 大阪市住吉区万代東3-1-46 府立こころの健康総合センター	06-691-2811
〃 中国	大月 三郎	岡山県精神保健協会会長	700 岡山市鹿田本町3-16 県立岡山病院	086-225-3821
〃 四国	田辺 善丸	高知県精神保健協会顧問	780 高知市入明町14-2 田辺病院	0888-22-2739
〃 九州	○田代 信雄	福岡県精神保健協会会長	812 福岡市東区箱崎7-8-2 県精神保健福祉センター	092-641-3501
学 識 経 験 者	石原 幸夫	前 出		
〃	伊東 克彦	日本福祉大学教授	470-52 愛知県知多郡美浜町奥田 日本福祉大学	0569-87-2211
〃	佐藤 壹三	千葉県精神保健福祉協議会会長	260 千葉市中央区仁戸名町666-2 県精神保健福祉センター	043-263-3891
〃	柴田 洋子	東邦大学理事長	143 大田区大森西5-21-16 東邦大学法人本部	03-3672-4151
〃	○丸山 晋	国立精神・神経センター 精神保健研究所 社会復帰相談部長	272 市川市国府台1-7-3 国立精神・神経センター精神保健研究所	0473-72-0141
監 事	菱山 珠夫	前東京都立中部総合精神保健センター所長	184 小金井市本町5-9-20	0423-81-7123
〃	額賀 章好	茨城県精神保健協会常務理事	310 水戸市笠原町不動産993-2 県精神保健福祉センター	029-241-3352
顧 問	加藤 正明	富士心身リハビリテーション研究所理事長	166 杉並区阿佐谷北2-21-15	03-3339-2879
〃	土居 健郎	聖路加国際病院顧問	104 中央区明石町10-1 聖路加国際病院神経科	03-3541-5151
〃	高臣 武史	徳光会総武病院院長	272 船橋市市場3-3-1 徳光会総武病院	0474-22-2171
〃	中尾 弘之	福岡県精神保健協会名誉会長	810 福岡市中央区天神2-13-17 福岡行動医学研究所	092-722-0606
〃	藤 楓 昭	甲南女子大学教授	658 神戸市東灘区森北町6-2-23 甲南女子大学	078-431-0591
〃	浅尾 博一	徳浅香山病院理事長	590 堺市今池町3-3-16 浅香山病院	0722-29-4882

○は常務理事

事務局だよ

1 平成8年度の総会は、10月25日(金)岐阜市において第44回精神保健全国大会の開催が予定されていますので、その前日の10月24日(木)において開催する予定です。

何卒万障お繰り合わせのうえご参集の程お願い申し上げます。

2 事務局では、皆様からの本協議会の運営に関連する興味ある事例等の投稿をお待ちしています。

平成8年3月 発行

編集・発行 大塚 俊 男

発行所 〒272 市川市国府台1～7～3

国立精神・神経センター

精神保健研究所内

全国精神保健福祉連絡協議会

TEL 0473-75-4747

FAX 0473-71-2900